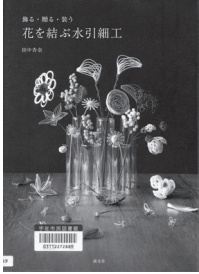




横綱&大関大鑑

ベースボール・マガジン社／刊

明石志賀之助から照ノ富士まで歴代の横綱全 73 人と昭和以降の大関 56 人の活躍を写真とともに紹介しています。巻頭を飾っているのは双葉山です。



飾る・贈る・装う 花を結ぶ水引細工

田中杏奈／著 淡交社／刊

ツバキやミモザなど季節の花の結び方を紹介。基本からブローチなどのアレンジまで写真で丁寧に解説しています。眺めているだけでも楽しい 1 冊です。



中学生・高校生のピアノ最新ヒットソングス 2024 年秋冬号

シンコーミュージック・エンタテイメント／刊

最新 J-POP や人気ソングのピアノ楽譜（中級対応）が掲載されています。令和 6 年に流行した曲をピアノで弾いてみませんか？



1月 … 休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

今月のおはなし会

1/18 (土)、26 (日)

開館時間 10:00～18:00
(日曜は 17:00 まで)

市民図書館
(☎ 33-4600)



こころのトビラ

共に生きるとは

「あの人とはウマが合う（合わない）」という言い方をしばしば聞きます。毎日、多くの人と接していれば、気の合う人もいるし、そうでない人もいます。中には、どうしても自分と意見や考え、価値観の合わない相手はいるものです。そして、自分と似た考えの人は喜んで受け入れますが、違った価値観を持つ人に対しては、気が合わないと思ひ込み、積極的に話しかけようとはしなくなり、私たちは、つい自分の価値観で全ての人を判断しがちです。

普段の生活の中では、同じ基盤にある者同士が集まって、行動したり、考えたりすることが多く、同じ行動や考えをしない者を避けようとする傾向があります。これは、自分と同質でない者をよそ者として排除し、認めないという人権侵害につながる可能性があります。

社会は、自分と同質の者ばかりで構成されているわけではありません。「違い」があることをお互いに認め合うことが大切です。違いには性や肌の色、思想、信条、文化、慣習などさまざまなものがあります。それぞれの違いを認め合



市人権啓発推進協議会 (☎ 27-8122)

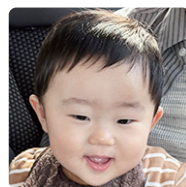
い、お互いに尊重し合うことが、人権を普遍的文化として根づかせることにつながります。

私たちは、誰もが幸せに暮らしたいと願っています。幸せに暮らせる社会は、みんなの人権が守られる社会です。人は、社会の中で 1 人だけで生きているのではなく、お互いに支え合って生きています。自分中心で相手の人権を顧みないようでは、真に人権が尊重される社会をつくることはできません。日常生活のあらゆる言動に人権を大事にする気持ちが自然と溢れているような社会にするためにも、共に生きることについて考えることが大切です。

1歳のお誕生日おめでとう



HAPPY
BIRTHDAY



こうの たくと
河野匠杜ちゃん
(上乙女)



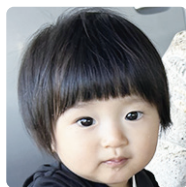
たえん とうし
田塚桃士ちゃん
(下敷田)



きよすけ りゅうと
清祐柊翔ちゃん
(閏)



えぐち りん
江口 凛ちゃん
(上 田)



こいぬまる けい
小犬丸慶人ちゃん
(中 原)



わたなべ あいり
渡邊愛理ちゃん
(下 高)



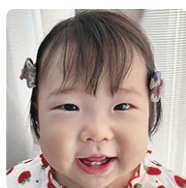
いわもと ひろと
岩本大翔ちゃん
(東高家)



ふくとやま すい
福戸山 慧ちゃん
(古 川)



いわすき いちか
岩淵毎佳ちゃん
(下 毛)



まつの ゆま
松野由菜ちゃん
(樋 田)



よしむら とうり
吉村橙莉ちゃん
(城 井)



はらだ きい
原田きいちゃん
(森 山)



あおた なごみ
青田 和ちゃん
(上 高)



あべ あんび
安部杏美ちゃん
(荒 木)



2月生まれの締切日は**1月8日(水)**です。 3月生まれの締切日は2月5日(水)です。

【直接申込】写真(裏に赤ちゃんの氏名・ふりがなを記載)を以下の申込み先にお持ちください。

【ネット申込】右の申込フォームからお申し込みください。

※市内に住民票がある赤ちゃんのみの掲載となります。

※画像加工(特殊加工した写真、プリントシール、文字の挿入)したものはご遠慮ください。



申込フォーム

秘書広報課 広報広聴係 (☎ 27-8106)、安心院支所 地域振興係 (☎ 44-1111)、院内支所 地域振興係 (☎ 42-5111)



うさの子育て
ここで
応援しています!



Part22

産後ケア事業の対象を拡大しました



医療機関や助産所、自宅で助産師などから産後の心身ケアや育児サポートを受けられます。令和6年度から対象を拡大し、出産から1年未満の方はサービスが利用できるようになりました。申請方法など詳しくはうさこホームページをご覧ください。

対象/宇佐市に住民票がある1歳未満の赤ちゃんとそのお母さん

問合せ/子育て支援課 母子保健係 (☎ 27-8145)